

1 調査の目的

この調査は、景気の動向、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間、賃金等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題点等を迅速に把握して、労働政策の基礎資料とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく次に掲げる産業とする。

ア 建設業

イ 製造業

ウ 情報通信業

エ 運輸業，郵便業

オ 卸売業，小売業

カ 金融業，保険業

キ 不動産業，物品賃貸業

ク 学術研究，専門・技術サービス業

(ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。)

ケ 宿泊業，飲食サービス業

(ただし、飲食サービス業のうち、バー，キャバレー，ナイトクラブを除く。)

コ 生活関連サービス業，娯楽業

(ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)

サ 医療，福祉

シ サービス業（他に分類されないもの）

(ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く。)

(3) 事業所

上記(2)に掲げる産業に属し、常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所から抽出した約 5,800 事業所とする。なお、抽出方法としては、産業別に労働者数による確率比例抽出法を用いている。

3 調査事項

「Ⅶ 調査票」の様式参照

4 調査の対象期日

2月調査 平成 22 年 2 月 1 日

5月調査 平成 22 年 5 月 1 日

8月調査 平成 22 年 8 月 1 日

11月調査 平成 22 年 11 月 1 日

5 調査の実施期間

2月調査 平成 22 年 2 月 1 日 ～ 2 月 5 日

5月調査 平成 22 年 5 月 1 日 ～ 5 月 14 日

8月調査 平成 22 年 8 月 1 日 ～ 8 月 6 日

11月調査 平成 22 年 11 月 1 日 ～ 11 月 5 日

6 調査系統

厚生労働省大臣官房統計情報部一報告者

7 調査の方法

この調査は、Ⅶ 調査票を用い郵送方式及びインターネット（オンライン方式）により実施した。
なお、各期の回答率は次のとおりである。

2月調査 57.2% 5月調査 53.2% 8月調査 56.6% 11月 56.7%調査

8 調査事業所の抽出

- (1) この調査は、平成18年事業所・企業統計調査によって把握された事業所リストをサンプルフレームとして、平均労働者数による確率比例抽出法により、調査事業所の抽出を行った。
- (2) 調査事業所数は、調査項目として取り上げられた特定の属性を持つ事業所の割合が30%のときの標準誤差が、回収率を考慮した上で産業別に3%以内になるように、下記の算式を用いて決定した。

$$C = \sqrt{\frac{W-n}{W-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}}$$

C = 標準誤差

n = 調査対象事業所数

W = 母集団常用労働者数

P = 特定の属性を持つ事業所の割合

9 達成精度

達成精度は、次式により生産・売上「増加」の事業所割合の標準誤差を算出した。

$$C' = \sqrt{\frac{W-n'}{W} \cdot \frac{\hat{P}(1-\hat{P})}{n'-1}}$$

C' = 標準誤差

n' = 調査票有効回答事業所数

W = 母集団常用労働者数

\hat{P} = 生産・売上「増加」の事業所割合の推計値

なお、各期における産業別の達成精度は、次のとおりである。

各期における産業、企業規模別達成精度
-生産・売上「増加」の事業所割合-

標準誤差(単位:%)

	2月調査		5月調査		8月調査		11月調査	
	推計値	精度	推計値	精度	推計値	精度	推計値	精度
建設業	29	3.0	38	3.4	15	2.5	34	3.3
消費関連製造業	51	3.3	21	2.7	40	3.2	32	3.0
素材関連製造業	48	3.1	34	3.0	39	3.1	34	3.0
機械関連製造業	49	3.1	46	3.2	41	3.1	46	3.1
情報通信業	22	3.2	45	3.9	14	2.7	39	3.6
運輸業, 郵便業	40	3.3	19	2.7	32	3.2	29	3.1
卸売業	37	3.3	34	3.5	40	3.4	38	3.5
小売業	39	3.3	8	1.9	30	3.2	34	3.3
金融業、保険業	19	3.3	19	3.6	18	3.4	10	2.5
不動産業, 物品賃貸業	23	3.2	33	3.9	13	2.7	30	3.6
学術研究, 専門・技術サービス	30	3.3	45	3.5	29	3.2	27	3.2
宿泊業, 飲食サービス業	30	3.9	15	3.0	38	4.5	50	4.4
生活関連サービス業, 娯楽業	32	3.8	12	2.8	45	4.0	27	3.5
医療, 福祉	19	2.9	18	2.9	26	3.3	24	3.1
サービス業(他に分類されないもの)	23	2.9	23	3.1	22	2.9	23	3.0

10 集計結果の利用上の注意

(1) 労働経済動向調査では、日本標準産業分類に基づく産業別の結果表章を行っているが、日本標準産業分類が改定(第12回改定, 平成19年11月)されたことに伴い、平成21年2月調査より改定された分類により結果表章を開始した。また、併せて「医療, 福祉」を追加し、表章産業区分は9産業から12産業とした。こうしたことから、平成20年11月調査以前との比較は注意を要する。

- ① 「建設業」、「金融業, 保険業」については、それぞれ平成14年3月改定の日本標準産業分類(以下「旧分類」という。)の「建設業」、「金融業・保険業」と分類内容の変更がなかったため旧分類と接続した扱いを行っている。
- ② 「製造業」の「消費関連業種」、「素材関連業種」、「機械関連業種」の区分については、それぞれ旧分類の「製造業」の区分と分類内容の変更があったため、旧分類と接続しない。
- ③ 「情報通信業」、「運輸業, 郵便業」、「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」については、それぞれ旧分類の「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「飲食店, 宿泊業」と分類内容の変更があったため、旧分類と接続しない。
- ④ 「不動産業, 物品賃貸業」、「学術研究, 専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「サービス業」については、それぞれ旧分類の「不動産業」、「サービス業」の一部を分離・統合した産業であり、分類内容の変更があったため、旧分類と接続しない。
- ⑤ 平成20年11月調査以前の旧産業分類集計による「調査産業計」の数値については、旧分類の「不動産業」、「サービス業」の数値が含まれている。

(2) この調査で「サービス業」とは、「サービス業(他に分類されないもの)」を指している。

(3) 集計に用いた産業区分は、日本標準産業分類の中分類産業を次のとおりまとめたものである。

D 建設業

06 総合工事業

07 職別工事業

08 設備工事業

E 製造業

消費関連業種

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業

11 繊維工業

13 家具・装備品製造業

15 印刷・同関連業

20 なめし革・同製品・毛皮製造業

32 その他の製造業

素材関連業種

12 木材・木製品製造業（家具を除く）

14 パルプ・紙・紙加工品製造業

16 化学工業

17 石油製品・石炭製品製造業

18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）

19 ゴム製品製造業

21 窯業・土石製品製造業

22 鉄鋼業

23 非鉄金属製造業

24 金属製品製造業

機械関連業種

25 はん用機械器具製造業

26 生産用機械器具製造業

27 業務用機械器具製造業

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

29 電気機械器具製造業

30 情報通信機械器具製造業

31 輸送用機械器具製造業

G 情報通信業

37 通信業

38 放送業

39 情報サービス業

40 インターネット附随サービス業

41 映像・音声・文字情報制作業

H 運輸業, 郵便業

42 鉄道業

43 道路旅客運送業

44 道路貨物運送業

45 水運業

46 航空運輸業

47 倉庫業

48 運輸に附帯するサービス業

49 郵便業（信書便事業を含む）

I 卸売業, 小売業

卸売業

50 各種商品卸売業

51 繊維・衣服等卸売業

52 飲食料品卸売業

53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業

54 機械器具卸売業

55 その他の卸売業

小売業

56 各種商品小売業

57 織物・衣服・身の回り品小売業

58 飲食料品小売業

59 機械器具小売業

60 その他の小売業

61 無店舗小売業

J 金融業, 保険業

62 銀行業

63 協同組織金融業

64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関

65 金融商品取引業, 商品先物取引業

66 補助的金融業等

67 保険業（保険媒介代理業, 保険サービス業を含む）

K 不動産業, 物品賃貸業

68 不動産取引業

69 不動産賃貸業・管理業

70 物品賃貸業

L 学術研究, 専門・技術サービス業

72 専門サービス業（他に分類されないもの）	73 広告業
74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
M 宿泊業, 飲食サービス業	
75 宿泊業	76 飲食店
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	79 その他の生活関連サービス業
80 娯楽業	
P 医療, 福祉	
83 医療業	84 保健衛生
85 社会保険・社会福祉・介護事業	
R サービス業（他に分類されないもの）	
88 廃棄物処理	89 自動車整備業
90 機械等修理業（別掲を除く）	91 職業紹介・労働者派遣業
92 その他の事業サービス業	

- (4) 集計にあたって用いた規模区分は企業規模による。
企業規模区分は次のとおりである。
- 1, 000人以上
 - 300～999人
 - 100～299人
 - 30～99人
- (5) D. I. はディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)の略である。
- (6) 「生産・売上額等判断D. I.」、「所定外労働時間判断D. I.」及び「雇用判断D. I.」とは、前期と比べて増加と回答した事業所の割合から減少と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
- (7) 上記判断D. I. の季節調整は、センサス局法X-1 2-ARIMAのなかのX-1 1デフォルトによる。また、季節調整値は、平成22年2月調査時に、平成21年11月調査までの結果に基づき過去に遡って改定した。
- (8) 統計表中の「0」は単位未満の割合を示し、「-」は調査客体がないものを示す。
- (9) この調査では、それぞれの回答をした事業所の割合を集計して表章しているが、労働者が多い事業所ほど調査対象として選ばれやすくなっている（確率比例抽出）ため、実質的に、事業所の割合というよりもこうした回答をした事業所で働く労働者の割合に近い。
- (10) 用語の「正社員等」及び「臨時」の変更により平成20年2月調査から集計対象が一部異なっているため、平成19年11月調査以前との比較には注意を要する。
- (11) 「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合差し引いた値である。
- (12) 構成比は小数点以下第一位を四捨五入としているため、計は必ずしも100とはならない。

11 主な用語の説明

[労働者区分]

正社員等…………… 雇用期間を定めないで雇用されている者または1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。

なお、下記の派遣労働者は含まない。

(注) 平成 20 年 2 月調査から下線部分の追加により定義を変更し、併せて名称を「常用」から「正社員等」に変更した。

臨時…………… 1 か月以上1 年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、1 か月未満の雇用契約の者及びパートタイムは除く。

(注) 平成 20 年 2 月調査から下線部分の追加により定義を変更した。

パートタイム…………… 1 日の所定労働時間又は 1 週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。

(注) 平成 20 年 2 月調査から下線部分を「一般労働者」から「正社員」に変更した。

派遣労働者…………… 労働者派遣法に基づいて他社（派遣元事業所）から当該事業所に派遣されている者をいう。

[職種区分]

管理…………… 課以上の組織の管理に従事する者。

事務…………… 課長等管理職の指導、監督を受けて事務に従事する者。

専門・技術…………… 高度の専門的知識を応用し、技術的な業務、研究等に従事する者。

販売…………… 商品、証券などの売買・営業、保険外交などに従事する者。

サービス…………… 調理・接客・給仕など個人に対するサービスの仕事に従事する者。

運輸・通信…………… 鉄道、自動車、通信電話交換などで運転、操作に従事する者及び車掌、電話交換手など。

技能工…………… 原材料の加工、各種機械器具の組み立て、修理、印刷、製本、建設作業などに従事する者のうち高度の熟練、判断力、責任を要する作業を行う者。

単純工…………… 上記「技能工」と同じ作業に従事しているが、技能などの修得を要しない簡単な作業、単純な筋肉労働に従事する者。